

生産緑地法の一部改正が 施行されました

生産緑地法等の一部改正が平成29年6月に施行され、生産緑地地区の指定基準等を定めた都市計画運用指針が改正されました(特定生産緑地制度は平成30年4月施行)。

また、平成30年度税制改正大綱が平成29年12月に閣議決定され、関連税制の方向性が示されました。

生産緑地法改正等の概要は下記のとおりです。

1 生産緑地指定の下限面積を300㎡に緩和

ポイント 市町の条例制定が要件

現行500㎡以上の生産緑地指定の下限面積について、市町が条例を制定すれば300㎡まで引き下げることが可能になりました。

2 「一団の農地」の要件を緩和

ポイント 生産緑地の一団性については物理的な一体性(農地の隣接)を要件としない運用に

公共事業等による生産緑地の分断や隣接する生産緑地の行為制限解除により下限面積(現行500㎡)を満たさなくなった生産緑地の解除(道連れ解除)について、運用を緩和し、物理的な一体性を有していない場合でも、同一の街区又は隣接する街区の農地とあわせて「一団の農地」として生産緑地の指定を受けられるようになりました(個々の農地の面積は100㎡以上で、複数の農地が一体として緑地機能を果たし、良好な都市環境の形成に資する場合に認められます)。



「説明会」「相談会」に講師を派遣します

生産緑地法改正や関連税制の正確な情報を農家のみなさまにお伝えするため、各市町村や地域単位で開催する説明会や相談会に講師を派遣します。市役所・役場・公民館などでの出張相談を希望される場合は、農業委員会を通じて農業会議まで御連絡ください。

